

# 広報家畜衛生

## 小規模飼養者の皆さまへ

平成23年10月発行  
徳島家畜保健衛生所  
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目  
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938  
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田  
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

### 家畜伝染病予防法が改正されました(平成23年10月1日施行)

昨年国内での口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえて、家畜伝染病を早期に発見するため、届出制度や発生農家等への支援充実、海外からの病気侵入防止として水際検疫強化などの措置を講じるために、家畜伝染病予防法が改正されました。

家畜を少数飼われている皆さんも、  
飼養衛生管理に関する基準を守って下さい。

これらの家畜を1頭(羽)でも飼っている方が  
該当します。

牛・水牛・馬  
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし  
鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥

#### 1. 発生予防のための消毒設備の設置及び消毒の義務

畜舎出入口付近に消毒設備を設置し、畜舎に入る方の身体・車両を消毒しましょう。

#### 2. 飼養衛生管理基準の見直し

既存の飼養衛生管理基準が大幅に見直されました。

##### 見直しのポイント

衛生管理区域(消毒等を徹底するエリア)を設定する。  
埋却地の確保等を行う。



#### 3. 早期発見・通報の徹底

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザを疑う症状を示している家畜を発見した場合には、速やかに家畜保健衛生所に届け出ることが義務付けられました。

#### 4. 国の財政支援の拡充等

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、手当金として殺処分された家畜の評価額の全額が交付(これまでは評価額の4/5を交付)されます。

しかし、伝染性疾病の発生予防・まん延を防止するために必要な措置を講じなかった方に対しては、手当金の全部または一部を交付しないか、返還してもらうことになりました。

### 皆さんがこれから行う具体的な作業内容

#### 1. 飼養衛生管理基準に沿った日頃の管理と伝染病予防措置

家畜防疫に関する最新情報の確認  
衛生管理区域の設定とその区域内の衛生状態の確保  
衛生管理区域への病原体持ち込み防止  
衛生管理区域への訪問者の記録と保管(1年間以上)  
野生動物による病原体の侵入防止  
家畜の健康観察  
家畜の導入記録の作成と保管(1年間以上)



#### 2. 家畜の飼養衛生管理の状況等に関する報告

##### (1) 平成23年の報告(平成23年10月1日時点について)

定期報告書に家畜の所有者・畜舎の所在地、飼養頭羽数を記入し押印。  
平成23年12月15日までに提出。

##### (2) 平成24年以降の報告(毎年2月1日時点について)

○牛・豚・馬等の飼養者 毎年4月15日までに  
○鶏等の飼養者 毎年6月15日までに  
定期報告書を提出して下さい。



◎ご不明な点は、家畜保健衛生所にご相談して下さい。

##### 【お問い合わせ先】

徳島家畜保健衛生所

TEL 088-631-8950

徳島家畜保健衛生所 阿南支所

TEL 0884-22-2225